森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和元年9月13日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和元年8月23日静岡県告示第223号(保安林の指定施業要件変更の予定)

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
佐藤福男	静岡市葵区崩野字ザラ山754の1、754の3、754の4、	静岡市役所
	754 <i>O</i> 6 、754 <i>O</i> 7	
北村慶次郎	静岡市葵区崩野字一本ツカ771の15	静岡市役所
大川井甚作	静岡市葵区崩野字一本ツカ773	静岡市役所
藤森貞次	静岡市葵区崩野字一本ツカ773	静岡市役所
佐藤貞夫	静岡市葵区崩野字一本ツカ776の1、778の1	静岡市役所
北村義典	静岡市葵区崩野字バラ山784の1	静岡市役所
佐藤健	静岡市葵区崩野字バラ山792	静岡市役所
佐藤保久	静岡市葵区崩野字大ヒラミ796の1	静岡市役所
森下太美	静岡市葵区崩野字大ヒラミ796の1	静岡市役所
牧野平兵衛	静岡市葵区崩野字大ヒラミ796の 2	静岡市役所